

整備基準見直しの考え方

● 建築物、道路、公園、河川、海岸、建築物以外の路外駐車場について

	現行ひとまち規則	国基準	ひとまち規則改正の考え方
現行ひとまち規則の基準が 緩い	緩い 例：道路の歩道の横断こう配は、2パーセント以下とすること。	厳しい 例：道路の歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。	国基準と同じ水準となるよう改正 [より厳しい方にあわせる]
現行ひとまち規則の基準が 厳しい	厳しい 例：建築物の移動円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、 <u>160センチメートル以上</u> とすること。	緩い 例：建築物の移動円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、 <u>120センチメートル以上</u> とすること。	現行ひとまち規則の趣旨を残す
現行ひとまち規則のみに 規定あり	規定あり 例：車いす使用者用駐車部分は、園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。	規定なし	現行ひとまち規則の趣旨を残す